住所　東京都大田区南千束１丁目８番18号
ヨウコ・マツバヤシ　昭和14年６月21日生
住所　熊本市中央区帯山４丁目48番16―303号
王中　昭和55年７月２日生
王蒂娜　平成23年４月27日生
王琳娜　平成24年10月24日生
住所　茨城県取手市台宿２丁目22番33―712号
雷悠佳　平成５年７月13日生
住所　佐賀市嘉瀬町大字中原382番地40
エッゼル・カビリン・ドヤオエン　平成８年12月18日生
住所　山形市薬師町２丁目19番５―702号
劉含発　昭和34年11月15日生
住所　千葉県市原市八幡667番地
都圓圓　昭和59年９月11日生
住所　茨城県土浦市港町２丁目８番34号
呂峰　昭和49年６月22日生
住所　東京都豊島区巣鴨４丁目28番18号
林慧梅　昭和56年５月18日生
住所　横浜市西区南軽井沢13番地18
金和明　昭和33年５月28日生
金匡貴　昭和58年11月11日生
住所　横浜市南区南吉田町２丁目23番地１
セドラティ・ソフィアン　昭和56年６月27日生
住所　横浜市戸塚区品濃町1789番地７
成理好　昭和51年11月５日生
住所　横浜市保土ケ谷区星川２丁目７番11号
洪恫淑　昭和32年５月３日生
住所　東京都新宿区戸山２丁目33番1406号
葉童　平成14年１月25日生

○法務省告示第四百二十六号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第二項、第三項及び第四項各号列記以外の部分の規定（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）に基づき、電磁的記録に情報を記録する方式等を定める件（平成十四年法務省告示第百一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十日

法務大臣　馬場みどり

３の⑶イ中「sha1WithRsaEncryption」を「sha1WithRsaEncryption又はsha256WithRsaEncryption」に改める。

○外務省告示第三百三十号

平成二十六年九月三十日にアブジャで、ナイジェリア連邦共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
２　贈与額　四億円
３　署名者
日　本　側　庄司隆一在ナイジェリア大使
ナイジェリア側　アブバカル・Ｏ・スレイマン国家計画大臣

平成二十六年十月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十一号

平成二十六年九月三十日にアブジャで、オヨ州小学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　オヨ州小学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　十二億七千七百万円
３　贈与の供与期限　平成二十七年九月三十日まで
４　署名者
日　本　側　庄司隆一在ナイジェリア大使
ナイジェリア側　アブバカル・Ｏ・スレイマン国家計画大臣

平成二十六年十月十日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千四百号

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成二十四年十二月十一日農林水産省告示第二千五百五十六号）の一部を改正する告示を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十六年十月十日

農林水産大臣　西川　公也

４の⑴の①のイの㈠ただし書中「ただし」の次に「対象事業活動が次に掲げる全ての事項を満たす場合において当該対象事業活動を行う対象事業者に対する出資を行うとき又は」を加え、「必要な場合において、一時的に」を「一時的に当該対象事業者の総議決権の」に、「となるとき」を「が必要と認められる場合」に改め、同㈡に次のように加える。

ａ　当該対象事業活動の実施に必要な資金について、当該対象事業活動の規模等からみて農林漁業者が必要となる出資を行うことが困難であると認められるものであること。
ｂ　高い収益性の確保が見込まれるものであること。
ｃ　農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出に特に資するものであること。

○農林水産省告示第千四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字西大和一二六一の五四、一二六一の五五、一二六一の六二、一二六一の六五、一二六一の六七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森字芦ノ和田一九七（次の図に示す部分に限る。）、一九八の一、一九八の二、一二〇六、一二〇七の一、一二〇七の二、一二〇八から一二一〇まで、字東間庭一二九三の一、一二九四から一二九六まで、一三〇〇の二、一三〇一、一三〇二の二、一三〇三、字白沢一三八二、一三八四の一、一三八四の二、一三八六の一、一三八六の二、一三九二、一三九三、一四〇一から一四〇四まで、字六葉一四九八から一五〇一まで、一五〇四から一五一八まで、一五二〇、一五二一の一、一五二一の二、一五二三、一五二四の一、一五二八の一、一五二八の二、一五三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一五三〇の三から一五三〇の五まで、一五三二、一五三二の一（次の図に示す部分に限る。）、一五三三の二から一五三三の四まで、一五三三の一、一五三四の一、一五三五の一、字堀田二六九五の一、二六九五の二、二六九九の一、二六九九の二、二七〇〇の一、二七〇一の二、字遠東三四〇八の一から三四〇八の三まで、三四〇九、三四一〇（次の図に示す部分に限る。）、三四一一、三四一二、三四一三の一、三四一三の二、三四一四、三四一五、三四五〇、三四五一、三四五二の一、字腰越四一八四（次の図に示す部分に限る。）、四一八五の一、四一八五の二、四一八六の一、字諏訪平四三三七、四三三九、四三四三の一、四三四三の二、四三四四の二、四三四五、四三四六の三から四三四六の五まで、四三四八の二、四三五〇から四三五二まで、字井戸沢四三七一の一から四三七一の四まで、四三七二の一から四三七二の四まで、四三七三の一、四三七四の一、四三八一の二、四三八二の一、四三八四の一、四三八五の一、四三八六の一、四三八六の二、四三八七、四三八八、四三八九の一から四三八九の四まで、字長畑四三九〇の二、四三九〇の三、四三九〇の五、四三九一の一、四三九一の三、四三九一の四、四三九二の一、四三九三の二、四三九三の四、四三九四の二、四三九七、四四〇一の一、四四〇二から四四〇四まで、四四〇七の一、四四〇七の二、四四〇八、四四〇九の一、四四二四の一、四四二五、四四三五から四四三七まで、四四四一、字半測四七五五の一から四七五五の四まで、四七五八の一から四七五八の五まで、四七五九の一、四七五九の五から四七五九の八まで、四七六〇、四七六八、四八〇三、四八〇四、四八〇七から四八一〇まで、四八二八の一、四八二八の二、四八二九、四八三〇、四八三二、四八三六、字家ノ下四六三七、四六七七、四六七九、四六九八の一、四七〇一、四七〇七、四七〇八、四七一一、四七一七、字丸岩沢四七四八の一、四七四八の二、字廣見四九一一、四九五一の一、字譲沢四九七五から四九七八まで、四九七九の二、五〇〇七、字挽坂五〇